

強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2024年 3月 5日 No. 33

J R 東海 労新幹線 関西地本
強制出向裁判プロジェクト

原告の下茂さん、西さん、前田さんの本人尋問と 被告（JR東海）側の証人尋問が行われる。

3月4日、大阪地方裁判所809号法廷において、原告の下茂春美さん、西三喜夫さん、前田稔さんの本人尋問と、被告（JR東海）側証人の中村康二 JR東海関西支社人事課長の証人尋問が行われました。

2022年1月20日、下茂さんと西さんと前田さんが、JR東海による出向命令の無効を求めて提訴（前田さんは2022年10月28日提訴、2022年12月19日下茂さんと西さんの裁判と併合）してから、これまで10回の口頭弁論が行われ、約2年経って本人尋問及び証人尋問が行われました。次回（5月30日）は結審となります。

原告3名は、「私たちJR東海労組員を運輸所職場から放逐するために、運輸所において死文化している54歳原則出向制度を活用して出向を命じてきた」「出向に同意はしていない。出向に行かないと意思表示している」「専任社員として雇用されるために専任社員雇用契約書に署名・捺印をしたもので、出向に同意した署名・捺印ではない」などと証言しました。

また、「当初の出向先であるJR東海とまったく関係のない派遣会社（警備、倉庫での仕分け）や警備会社に対して、労基法違反や労働条件などについて指摘、質問、改善要求などを行い、当初の出向先会社から現在のJR東海100%出資の完全子会社である関西新幹線サービックに出向先を変更させた」ことも証言しました。

被告（JR東海）は、中村証人の主尋問や原告に対する反対尋問において、「出向先会社などを記載している専任社員雇用契約書に署名・捺印していることは、出向に同意していることだ」と、これまでの専任社員雇用契約を盾に取った卑劣で卑怯な主張を正当化するのに躍起になっていました。

次回（結審）

5月30日13時30分 大阪地裁810号法廷

強制出向関係裁判判決

3月8日11時30分 淵上さん運輸所復帰裁判判決

3月13日13時10分 本橋さん出向取り消し裁判判決